

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します

安心して子供を産み、育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等が役割分担と連携により、リスクに応じて的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を構築します。

主な事業展開

○ 周産期医療システムの整備 1,170 百万円

- 平成 26 年度末までに都全域で NICU（新生児集中治療管理室）320 床の整備を目指します。また、NICU 入院児の退院支援に関するモデル事業の結果も踏まえ、NICU 入院児の円滑な在宅療養移行に向けた基盤を強化します。
<294 床（平成 25 年 12 月現在） ⇒ 320 床（平成 26 年度末）>
- 地域周産期母子医療センターの MFICU（母体・胎児集中治療管理室）の設置を促進します。

<NICU 増床計画>

22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末	26 年度末
270 床	285 床	300 床	310 床	320 床

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営 218 百万円

- 総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門の医師と連携を取り、緊急に母体救命処置が必要な妊娠褥婦を必ず受け入れる、いわゆる「スーパー総合周産期センター」を運営します。

[4 施設]

○ 周産期搬送コーディネーターの設置 36 百万円

- 総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を行うコーディネーターを東京消防庁に設置し、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

○ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業） 163 百万円

- ミドルリスクの患者に対応できる周産期連携病院を指定し、休日や夜間ににおける妊娠婦の救急搬送受入体制を確保します。
- NICU について、周産期連携病院における整備を進めています。

[11 施設]

○ 多摩新生児連携病院

12 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。

[1 施設]

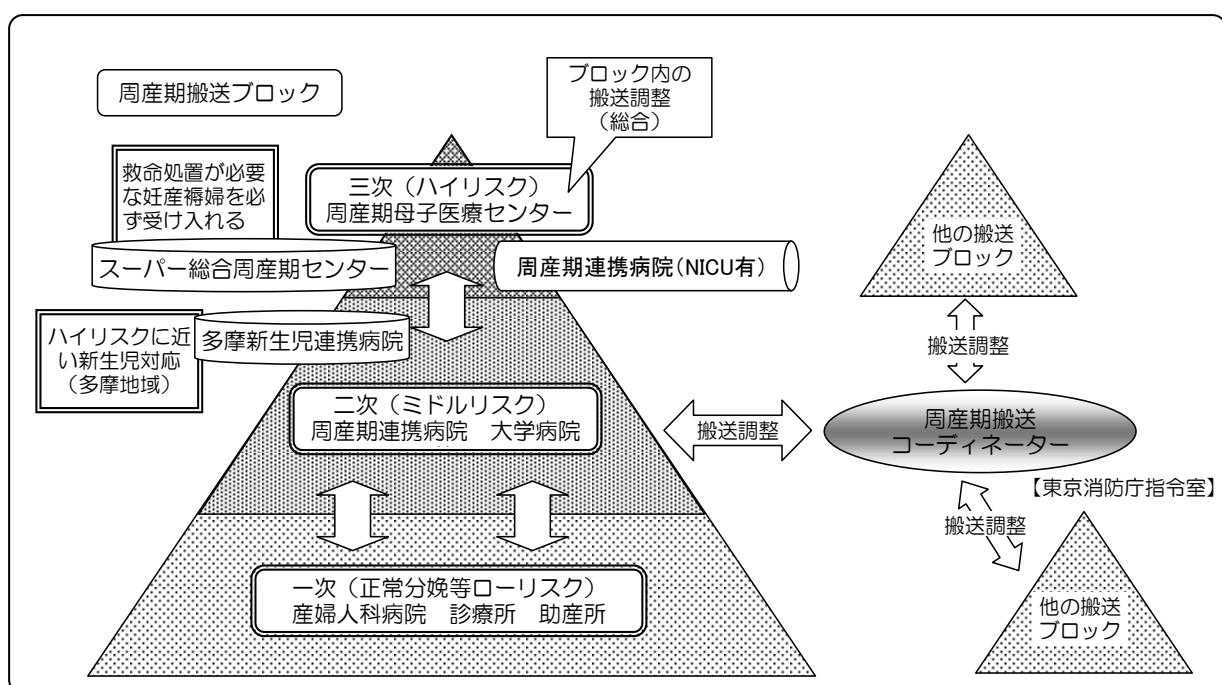
○ 周産期医療ネットワークグループの運営

16 百万円

- 一次から三次までの医療機関等の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるネットワークグループを運営します。

[8 グループ]

<東京都における周産期搬送体制>



○ 新生児集中治療管理室開設等緊急支援事業【新規】

102 百万円

- 新生児集中治療管理室の開設等を予定している周産期連携病院等に対し、開設に当たっての準備経費を支援します。

○ 在宅移行支援病床運営事業

142 百万円

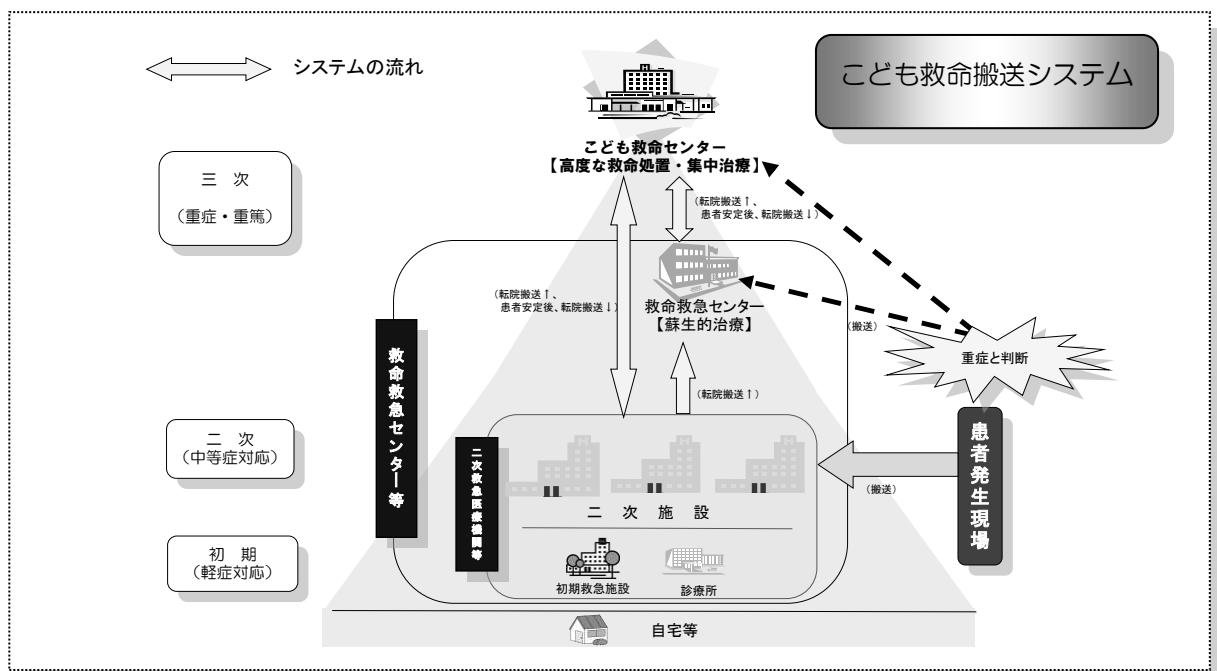
- NICU や GCU (回復期治療室) に長期入院している小児等について NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行を促進します。

○ 在宅療養児一時受入支援事業

36 百万円

- NICU 長期入院児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行います。

- NICU等入院児在宅移行研修事業** 1百万円
- 周産期母子医療センターにおけるNICUの確保及び在宅療養等への円滑な移行を促進するため、NICU等入院児に関わる医師・看護師・MSW等に対し研修を実施します。
- 新生児医療担当医確保緊急事業【新規】** 120百万円
- 新生児医療の調査研究を行う意向を有する大学病院に「新生児医療調査研究講座」を設置し、新生児集中治療管理室を新規開設予定の病院等への医師派遣を通じ、医学の教育及び研究に寄与します。
- 産科医等確保支援事業** 180百万円
- 産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関への支援を行います。
- 新生児医療担当医育成研修事業** 24百万円
- 新生児医療技術の向上及び質の高い医療提供体制を安定的に確保するため、周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を対象に研修を実施するとともに、代替医師確保経費を補助します。
- 東京都こども救命センターの運営** 188百万円
- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中心に、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を構築します。[4施設]
- また、退院支援コーディネーターをモデル配置し、円滑な転・退院を支援します。



- 小児救命救急センター 68 百万円**
- ・ 小児救命救急センターに対し運営費を補助し、重篤な小児救急患者の医療を確保します。
- 小児医療ネットワークの充実 2 百万円**
- ・ 小児救急医療施設のネットワーク化を図り、初期から三次までの医療機関相互の連携を進めるため、医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ります。
- 小児二次救急医療機関におけるトリアージシステムの実施 39 百万円**
- ・ 休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関に対して、緊急性の高い患者の命を守るために、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備します。
- [8 施設]
- 救急専門医等養成事業（小児） 42 百万円**
- ・ 救急告示医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図ります。
- [医師 160 名 看護師 80 名]
- 小児集中治療室医療従事者研修事業 6 百万円**
- ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療に従事する医師を養成します。
- 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保【一部新規】 17 百万円**
- ・ 地域の中核的病院において、診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等の実施、症例報告・疾病別発生動向等の情報交換を行う地域研修会を実施します。

3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都認定がん診療病院を整備し高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、脳卒中や糖尿病等疾病別の医療連携体制を構築し、地域で安心して診療を受けられる体制を整備します。

また、東京の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進め、切れ目ない医療・介護サービスを受けながら暮らし続けられる体制を整備します。

主な事業展開

○ がん診療連携拠点病院の整備

424 百万円

- 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図る拠点である「がん診療連携拠点病院」を整備し、かかりつけ医等も含め、医療機関の役割を明確化し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を整備します。

[拠点病院及び認定病院で 34 か所、緩和ケア医師研修事業、拠点病院ネットワーク・研修計画事業、地域がん診療連携推進事業、がん患者療養支援事業 等の実施]

- 地域がん拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制を構築します。

○ 東京都認定がん診療病院の整備

103 百万円

- がん診療連携拠点病院と同等の機能を有する病院を都独自に認定する「東京都認定がん診療病院」を整備します。拠点病院と併せて、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実し、都民に安心を与えるがん医療提供体制を構築します。

[緩和ケア医師研修事業等の実施 地域がん診療連携協議会に参加]

○ 地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」の取組

—

- 都内共通の 5 大がん地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」により、一冊の手帳を通じて患者及びかかりつけ医・専門病院の情報共有化を図るとともに、患者が今後の診療計画を知り、安心して治療に臨むことができるようになります。

[全ての拠点病院、認定病院や東京都医師会等の協力の下作成]

○ 東京都小児がん診療連携推進事業

25 百万円

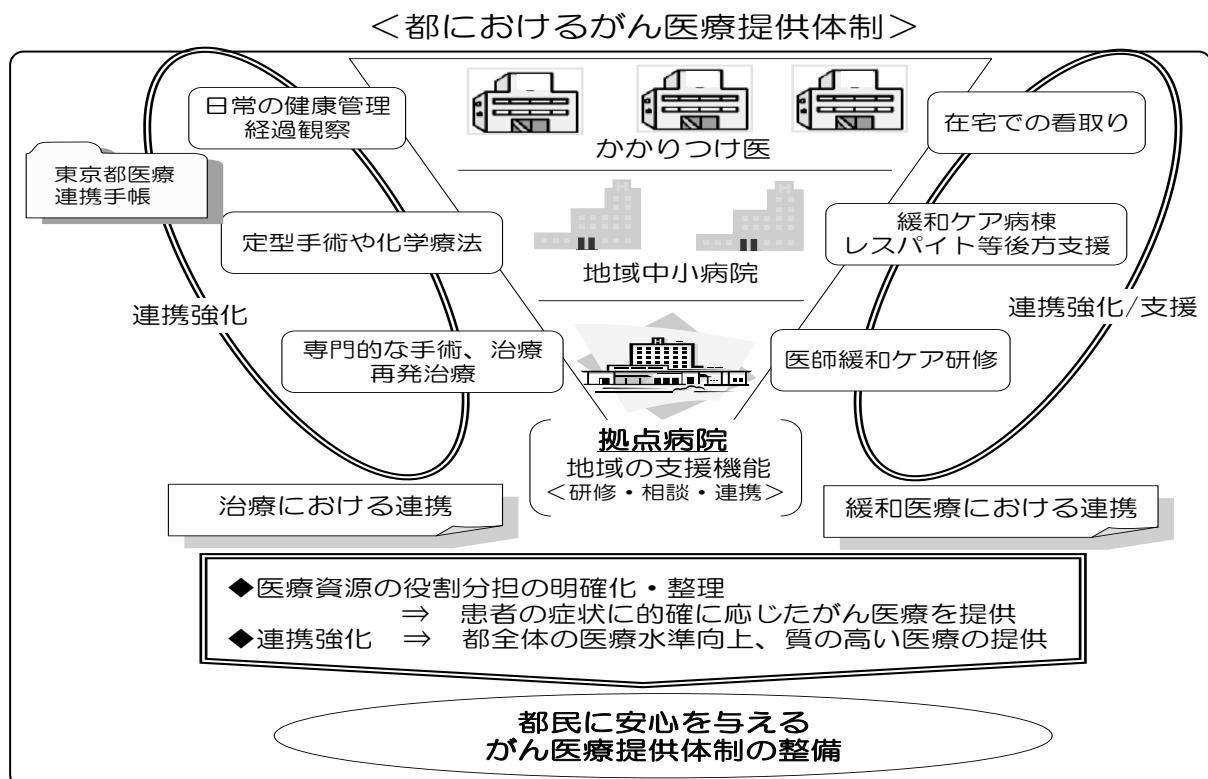
- 都における小児がん医療水準向上のため、都内の小児がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを整備します。

○ 休日夜間がん相談支援事業

6百万円

- 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの相談時間を休日・夜間にも広げ、患者・家族の不安に対応するための相談支援体制の充実を図ります。

[2 病院]



○ 在宅緩和ケア支援事業

7百万円

- 在宅緩和ケア支援センターにおいて、地域における在宅療養患者やその家族に対する相談・支援や普及啓発等を行い、在宅緩和ケアの推進を図ります。[1 病院]

○ がん患者就労環境づくり推進事業【新規】

20百万円

- がんの治療と就労の両立について事業主等に正しい知識の普及や理解の促進を行うことにより、がん患者の就労環境を整備します。

○ がん患者在宅移行支援事業【新規】

22百万円

- 初期治療を終えたがん患者を地域の病院等で受け入れ、治療を継続しながら退院に向けた準備を行えるよう支援し、安心かつ適切ながん医療が提供される体制を確保します。

○ がん対策研究の推進 100 百万円

- 公益財団法人東京都医学総合研究所の研究成果を活用し、各種がんの早期診断法及び適切な病勢診断（治療効果測定）の確立に向けた研究を進めます。

○ 疾病ごとの医療連携体制の整備促進 104 百万円

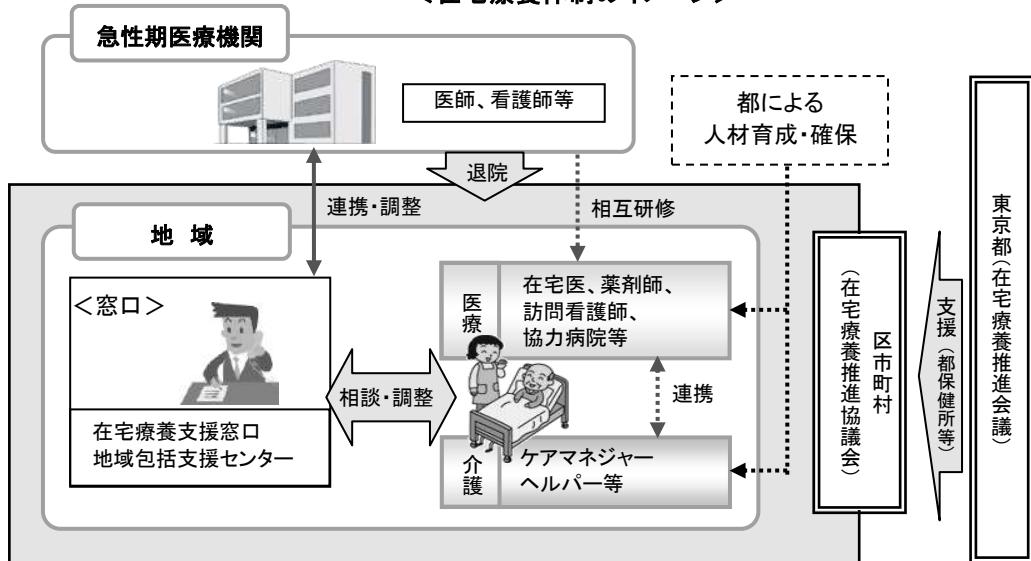
- 脳卒中医療連携推進事業 29 百万円**
脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築します。
- 糖尿病医療連携推進事業 34 百万円**
糖尿病に関する専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みづくりを推進します。
- 心臓循環器救急医療体制整備事業 41 百万円**
CCU 協議会の実施、CCU 医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

○ 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P40） (包括補助)

- 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。
- 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

＜在宅療養体制のイメージ＞



○ 在宅医療普及事業 27 百万円

- 都民が身近な場所で安心して在宅療養できる仕組みの構築するとともに、病院からの円滑な退院支援を充実させ、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ります。

- 在宅療養移行支援事業【新規】** **239 百万円**
- 救急医療機関の入院患者を円滑に在宅へ移行するとともに、在宅療養患者の容態急変等にも対応可能な医療提供体制の構築を支援します。
- 東京都在宅療養支援員育成事業【新規】** **6 百万円**
- 入院中の高齢者等が円滑に在宅移行できるよう支援する人材を育成し、住みなれた地域で安心して療養できる体制を強化します。
- 在宅療養推進区市町村支援事業【新規】** **200 百万円**
- 在宅療養を取り巻く環境の変化によって生じた新たな課題に対応するため、区市町村が実施する地域の実情に応じた取組を支援し、各課題の解決を推進します。
- 在宅医等相互支援体制構築事業** **25 百万円**
- 在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。
- 小児等在宅医療連携拠点事業【新規】** **19 百万円**
- NICUを退院した在宅医療を必要とする小児患者等が、地域で安心して療養できるよう、病院や地域の診療所などの医療・福祉サービス等が連携した支援体制の構築を図ります。
- 在宅療養研修事業【新規】** **18 百万円**
- 地域における在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を養成するとともに、養成したリーダーを中心とする多職種連携の強化など、地域の実情に応じた研修を実施します。
- 医療機関情報システム化推進事業【一部新規】** **139 百万円**
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」を運用し、医療機関同士の連携や都民への情報提供を行うとともに、サブシステムとして「転院支援情報システム」を構築し、都内医療機関に普及を図り、システムを活用した転院調整を実施して評価・検証を行います。
- 周術期口腔ケア体制の基盤整備** **2 百万円**
- 周術期における口腔ケアの重要性を広く普及し、医科・歯科連携のための基盤を整備します。

○ 医療療養病床の整備促進【一部新規】

3,681 百万円

- 一般病床から医療療養病床への移行に必要な改修や改築等を支援し、都に必要な医療療養病床の確保を図るとともに、医療療養病床への転換に係る支援や、療養病床を有する病院管理者に対する経営研修等を行うことで、療養病床の整備を促進します。

4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます

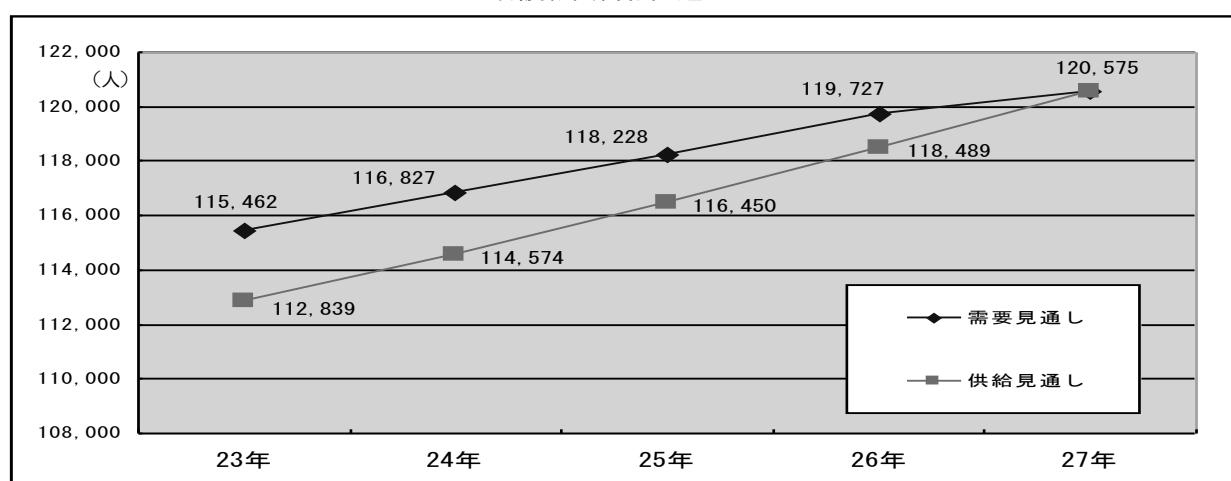
都内において小児科、産科、救急医療、へき地医療等に従事する医師確保に努めるとともに、看護師の定着や再就業支援など総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- | | |
|---|---------|
| ○ 医師の勤務環境改善や復職支援 | 255 百万円 |
| ・ 病院勤務医の勤務環境を改善し、医師の離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師の復職に向けた取組を行う地域の中核を担う病院に対する支援を行います。 | |
| ○ 医療勤務環境改善支援センター事業【新規】 | 9 百万円 |
| ・ 医療機関による働きやすい環境整備に向けた主体的な取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。 | |
| ○ 医師奨学金制度の充実 | 795 百万円 |
| ・ 都内で小児科、産科、救急、へき地医療に従事する医師を確保するため、都が指定する医学部の定員増を行うとともに、これらの医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。 [特別貸与（国）119名] | |
| ・ 即効性のある対策として、東京都独自に都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、奨学金を貸与します。 [一般貸与（都）35名] | |
| ○ 東京都地域医療支援センター事業【新規】 | 6 百万円 |
| ・ 都内医療機関の実態調査や医師確保支援、へき地医療等に従事する医師のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保支援対策を推進します。 | |
| ○ 東京都地域医療支援ドクター事業 | 23 百万円 |
| ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師不足が深刻な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。 | |
| ○ 看護職員確保に向けた取組支援 | 86 百万円 |
| ・ 二次保健医療圏ごとに就業協力員を配置し、各施設の看護職員確保に向けた取組を支援することにより、就業を継続できる仕組みを構築し、看護職員の確保を図ります。 | |

- 新人看護職員の定着対策の推進** **103 百万円**
- 「新人看護職員研修ガイドライン」に基づく研修を実施する医療機関への支援や研修責任者等の研修を行うなど、新人研修の充実を図ります。
- 看護外来相談実施の促進** **7 百万円**
- 患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を充実するとともに、看護外来相談の実施を通じて看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。
- 離職看護師等の再就業支援** **106 百万円**
- 離職した看護師等が身近な地域で復職支援研修や就業相談を受けられるよう「地域就業支援病院」を指定し、再就業を支援します。また、復職支援研修において訪問看護ステーションコースを実施することにより、訪問看護ステーションの人材確保を支援します。[地域就業支援病院 31 施設]
- 訪問看護人材確保育成事業** **41 百万円**
- 訪問看護サービスの安定的な供給を図るため、地域における新任訪問看護師の育成や認定訪問看護師資格取得支援等を実施し、訪問看護に係わる看護師の確保・育成・定着を図ります。[大規模訪問看護事業所（教育ステーション）5 施設、管理者・指導者育成セミナー対象者 240名]
- 訪問看護師勤務環境向上事業【新規】** **35 百万円**
- 中小規模の訪問看護ステーションに勤務する看護職の勤務環境向上の一環として、現任訪問看護師が研修受講する場合に必要な代替職員を雇用する経費の一部を補助します。
- 訪問看護師定着推進事業【新規】** **30 百万円**
- 訪問看護ステーションの看護職の定着を図るため、現に雇用されている訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合に必要な代替職員を雇用する経費の一部を補助します。

＜看護職員需給見通し＞



第7 多様化する健康危機から都民を守ります

(健康危機に備えて)

- 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の脅威、若者を中心とした違法（脱法）ドラッグの乱用、食中毒や食品の不適正表示など、近年、都民の健康と安全に関わる問題が次々と発生しています。
- また、いまや国民病と言われるほど、多くの人が悩まされている花粉症をはじめとするアレルギー疾患も、多くの原因が複雑に絡み合って起こるとされており、都市化に伴う様々な生活環境の変化も一因と考えられています。
- 多様化する健康危機から都民を守るために、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全を確保するとともに、新たな危機に備えて体制を充実します。

日々の安全確保		健康危機の例
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	・食中毒 ・残留農薬 ・放射性物質
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許可・監視指導 医薬品等広告の適正化	・違法(脱法) ドラッグ ・薬事法違反の健康食品
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策、動物愛護管理 建築物・水道事業の監視指導	・アレルギー疾患 ・レジオネラ症 ・放射性物質
感染症	感染症サーベイランス 結核・HIV／エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策	・新型インフルエンザ ・SARS ・HIV／エイズ

(都の取組)

(新型インフルエンザ対策)

- 平成21年に発生した新型インフルエンザへの対応を踏まえ、平成23年4月に「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」をとりまとめるとともに、都民の60%相当分の抗インフルエンザウィルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の確保などの取組を進めてきました。

- さらに、平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行、同年6月の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定を踏まえ、同年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生段階に応じた地域保健医療体制の構築等に取り組んでいます。

(違法(脱法)ドラッグ対策)

- 平成17年に、全国に先駆け、条例に基づく知事指定による薬物の規制を開始しました。国においても、平成19年から薬事法に基づく全国的な規制が行われるようになり、都は国等に対し知事指定薬物の情報を提供するなど、違法(脱法)ドラッグの規制の強化に取り組んでいます。
- また、国内・海外で流行している未規制薬物の動向把握、警視庁等の関係機関と連携した合同立入検査の実施など販売店舗への監視指導の強化、若者を対象とした効果的な普及啓発の実施など、違法(脱法)ドラッグの速やかな排除に向けた取組を推進しています。

(HIV/AIDS対策)

- 相談・検診を実施するとともに、医療体制の整備や専門相談員の派遣等、患者の療養生活を支援するほか、普及啓発活動の充実・強化にも努めています。

(結核対策)

- 健康診断、予防接種の支援、普及啓発を実施するなど、結核の早期発見・感染拡大防止を図っています。また、治療完了に向けて、患者に対する療養支援や医療費の公費負担等を実施しています。

(食品の安全確保対策)

- 東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」を策定し、食品の安全確保に向け、生産から消費に至るまで様々な施策を推進しています。
- また、食品事業者の自主的な衛生管理を積極的に評価し、食品施設の衛生管理水平の向上を図るため、都独自の食品衛生自主管理認証制度の充実・普及拡大に取り組んでいます。

(環境保健対策)

- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されており、これらを未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え
万全の対策を講じます**
- 2 違法(脱法)ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視
指導、普及啓発を強化します**
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります**

1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え 万全の対策を講じます

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえた地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄などに着実に取り組んでいきます。

主な事業展開

○ 新型インフルエンザ対策【一部新規】

1,844 百万円

- 都はこれまで、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）及び個人防護具の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の強化などの取組を進めてきました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等により定められた都の役割を踏まえ、地域医療体制の強化やワクチン接種体制の構築など、保健医療体制の整備を進めています。

- 地域医療体制の強化

50 百万円

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、都内を 10 のブロックに分けて設置した協議会を活用して、海外発生期から都内発生早期までの初動体制や都内感染期の感染症地域医療体制について、感染症指定医療機関を中心に保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関による連携強化を図ります。



- 疑い患者等一時受入医療機関確保事業 8百万円
確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。
* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者
- 普及啓発活動の実施 10百万円
新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、リーフレット等を配布し、効果的に情報発信を行っていきます。
- 個人防護具等の更新 1,170百万円
新型インフルエンザ発生早期における対策用として、患者と濃厚接触することが想定される医療関係者等の感染防御を目的とした個人防護具等の備蓄を行います。
- 基礎研究の推進 202百万円
公益財団法人東京都医学総合研究所において、有効な予防法及び治療法の確立に向けた基礎研究を推進します。

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（保健医療分野）の概要

	未発生期	海外発生期	国 内 発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期																
					第一ステージ (通常院内体制)	第二ステージ (院内体制強化)	第三ステージ (緊急体制)																	
サーベイランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザサーベイランス（インフルエンザ定点419医療機関） ○ ウイルスサーベイランス（病原体定点41医療機関） ○ 入院サーベイランス（基幹定点 25医療機関） 																							
	<p style="text-align: center;">【都独自】東京感染症アラート</p> <div style="background-color: #e0e0e0; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: auto; padding: 5px; text-align: center;">全数ウイルス検査</div>																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">クラスター（集団発生）サーベイランス</td> <td style="width: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">クラスター サーベイランス</td> </tr> </table>								クラスター（集団発生）サーベイランス									クラスター サーベイランス						
クラスター（集団発生）サーベイランス																								
クラスター サーベイランス																								
<p style="text-align: center;">インフルエンザ様疾患発生報告（学校・保育園等）／感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）</p>																								
相談体制					<p style="text-align: center;">新型インフルエンザ相談センター設置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">・専門外来への振り分け機能（24時間体制）</div> <div style="margin: 0 10px;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">・振り分け機能は終了、一般相談（保健医療）</div> </div>																			
予防接種					<p style="text-align: center;">■特定接種 ・医療の提供、国民生活・国民経済の安定を確保するために実施する臨時の予防接種</p> <p style="text-align: center;">■住民接種 ・区市町村が実施主体となり、原則として集団的接種で行われる予防接種</p>																			
医 療	外来				新型インフルエンザ専門外来 （ウイルス検査実施）	すべての医療機関が対応 （基本は、かかりつけ医）																		
	入院				隅性 (+) 隅性 (-) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 感染症指定 医療機関 ————— 一般医療機関への入院 または自宅療養 </div>	小児、重症患者 受入可能 医療機関の確保 傷害医薬品の放出 特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用																		

2 違法（脱法）ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

若者を中心に乱用が拡大し、法の規制を逃れて次々と出現している違法（脱法）ドラッグの脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

○ 違法（脱法）ドラッグ対策【一部新規】

39 百万円

違法（脱法）ドラッグの国内・海外での流行動向を把握し、速やかに規制につなげる体制を整備します。あわせて、販売店舗に対する監視指導と都民への普及啓発を推進し、薬物乱用防止対策を一層強化します。

- 規制の強化

人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、違法（脱法）ドラッグの流通拡大を防ぎます。

- 監視指導等の強化

ソーシャルメディア等を対象としたビッグデータ解析*の実施や販売業者の実態調査の拡充、警視庁等の関係機関と連携した合同立入検査の強化等により、新たな乱用薬物等の流通を防ぎます。

* ビッグデータ解析：Twitter 等のソーシャルメディア等を調査対象として違法（脱法）ドラッグに係る情報を収集・分析し、流行製品を把握することにより、より効率的・効果的な監視指導を実施する。

- 普及啓発の強化

大学生等の若者と連携した効果的な普及啓発活動や、インターネット検索サイトにおけるキーワード連動広告の拡充等に取り組み、違法（脱法）ドラッグの危険性を訴えていきます。

規制の強化

- 都条例の積極的な適用

海外流行薬物の事前規制を含め、未規制薬物を都条例により迅速に規制する。



- 国等への情報提供

国等へ情報提供を行い、薬事法による全国的な規制へ繋げていく。

監視指導の強化

- ビッグデータ解析の実施

SNS 等のデータ解析により流行製品を把握し、効果的な監視を実施する。

- 亂用薬物の実態把握

試買調査等による流通実態の把握

- 監視指導の強化

収去権の活用や、警視庁等との合同立入検査・合同捜査を実施する。

普及啓発の強化

- 若者と連携した普及啓発活動

若者と連携して普及啓発用資材を作成することにより、若者の視点に立った啓発を行うとともに、若者自らに問題意識を醸成させる。

- ネットを通じた啓発の強化

キーワード連動広告による購入者への警告や、啓発用ウェブサイトにより違法（脱法）ドラッグの危険性について情報を発信する。

違法（脱法）ドラッグの速やかな排除

3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

HIV／エイズや結核等の感染症、大気汚染など生活環境に起因する健康影響、食中毒や不適正表示等の食の安全性に関する問題など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

また、大気、食品、水道水等に対する放射能測定・検査を継続して行い、ホームページ等を通じて都民に情報提供します。

主な事業展開

○ アジア大都市との感染症対策共同事業及び海外派遣研修の実施 25 百万円

- アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、共同で調査研究を実施するなど各都市の対策に活用します。
- 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

○ HIV／エイズ啓発拠点事業の充実 41 百万円

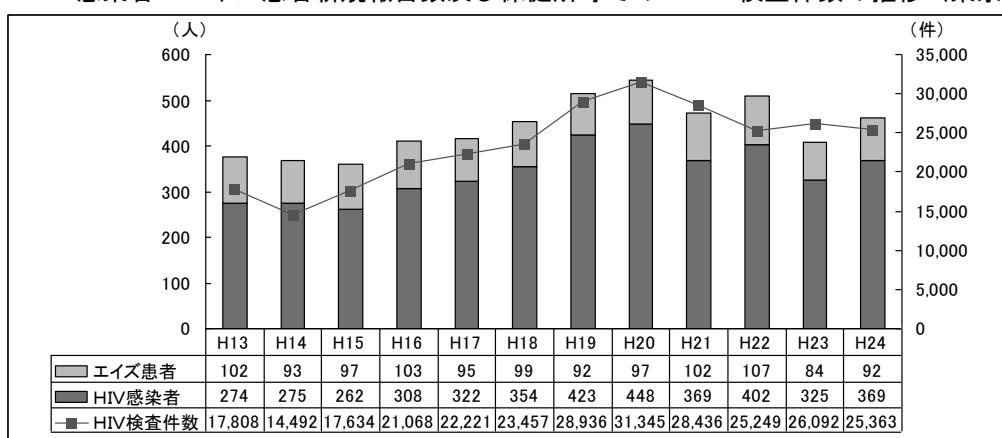
- 繁華街に集まる若者をターゲットとして、HIV／エイズ啓発拠点「ふおー・ていー」*を核に、若者・NPO 法人等との連携の強化などにより、効果的な予防啓発活動を進めます。

* HIV／エイズ啓発拠点「ふおー・ていー」：平成 19 年度から池袋保健所内に常設。勉強会やアウトリーチ（街頭啓発活動）等、若者の自発性と発想を活かした取組を行っている。

○ 多摩地域の検査・相談体制の充実 35 百万円

- 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、多摩地域で毎週土曜日にHIV即日（迅速）検査を実施しています。

< HIV 感染者・エイズ患者新規報告数及び保健所等での HIV 検査件数の推移（東京都）>



- 結核地域医療ネットワーク推進事業【一部新規】** **18百万円**
- ・ 地域連携パスノート*を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、医療機関、保健所等、地域の関係機関が連携して患者を支援する体制を構築します。
- * 地域連携パスノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール。
- ・ 結核の早期発見と感染拡大の防止のために、医療機関・高齢者施設等向け手引きを作成し、施設職員等の知識向上を図ります。
- 動物由来感染症対策** **5百万円**
- ・ 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。
- 大気汚染医療費助成の実施** **4,518百万円**
- ・ 平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解成立を受け、平成20年8月から全年齢の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した医療費助成制度について、円滑に運用していきます。
- 花粉症対策の推進** **9百万円**
- ・ 花粉自動測定・予報システムを運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。
- 食品の監視・指導の着実な実施** **—**
- ・ 飲食に起因する衛生上の健康被害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき、監視指導の基本方針、重点監視指導項目や実施体制について定めた「東京都食品衛生監視指導計画」を策定し、実施します。
 - ・ 我が国最大の消費地であり、流通拠点でもある東京都の地域特性を踏まえ、食中毒防止や輸入食品等に関する監視指導等を重点的に実施していきます。
- 食品衛生自主管理認証制度の普及促進【一部新規】** **2百万円**
- ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」を普及することにより、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。
 - ・ 特に、中小規模事業者の取組を促進するため、認証取得に向けた段階的評価を実施するとともに、認証取得支援講習会や認証施設向けの個別指導を実施します。

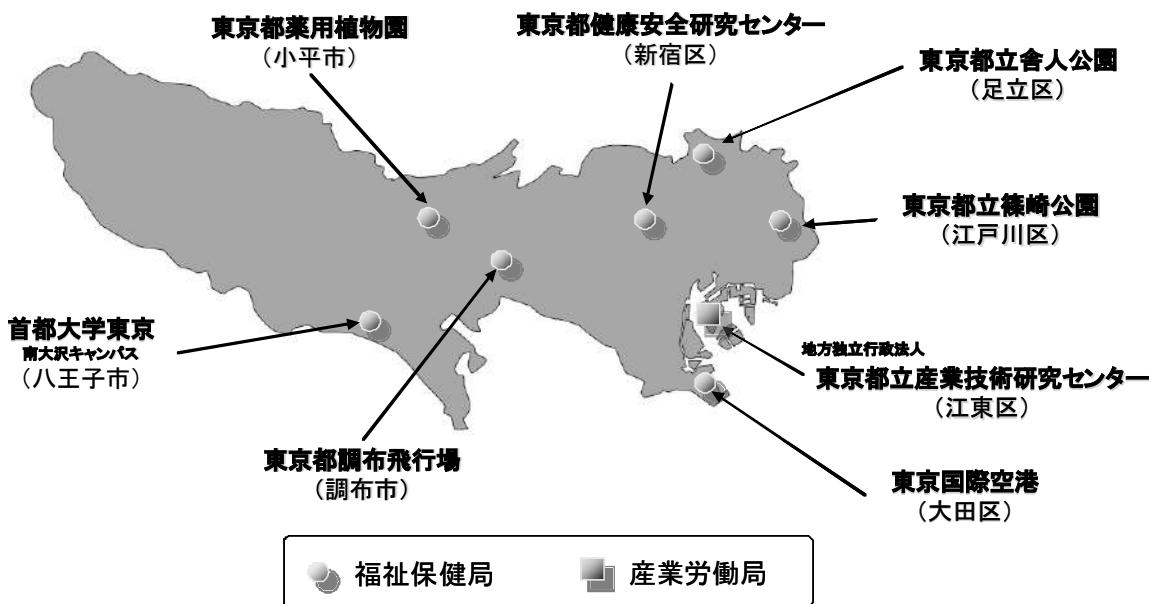
○ 放射能測定体制及び情報発信の推進

42 百万円

- ・ 空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。

<モニタリングポストの設置場所>



<モニタリングポスト>



空間放射線量を 24 時間
連続して自動測定

- ・ 食品等の放射性物質の検査の実施

ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行います。また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。

- **情報発信の推進**

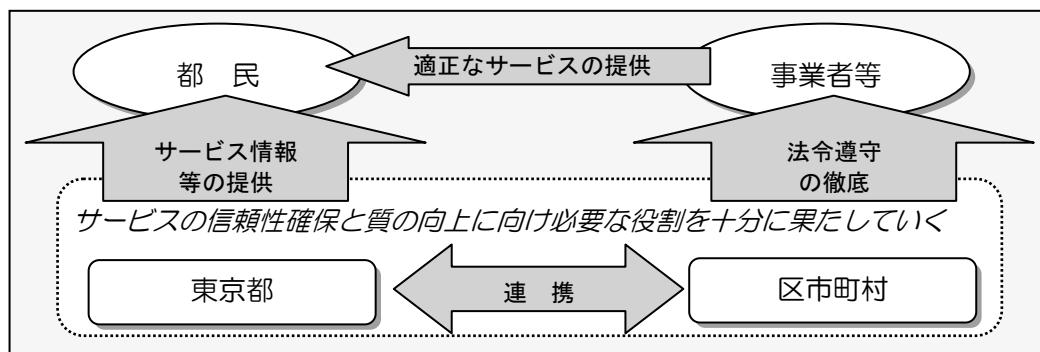
放射能に関する測定・検査結果について、隨時ホームページで公表し、携帯電話、スマートフォンにも対応した情報提供をしていきます。また、都民の関心の高いテーマを題材とした都民フォーラムを開催します。

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようになるためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めいく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

主な事業展開

- | | |
|--|--|
| <p>○ 社会福祉法人経営適正化事業</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、課題を抱える法人を早期発見、早期対応する取組を行い、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。社会福祉法人が適正な経営を行うための参考となるよう、自ら決算分析ができる財務分析計算シートや、都内にある社会福祉法人の財務指標について事業種別ごとの都内平均値をホームページに公表します。 <p>○ 区市町村と連携した不正防止対策等の強化</p> <ul style="list-style-type: none">都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。都から区市への社会福祉法人に係る指導検査の権限移譲に伴い、区市における検査の充実を支援するため、専門相談の実施や会計専門員の活用等に対して、必要な経費を補助します。[地域福祉推進区市町村包括補助事業] <p>○ 福祉サービス第三者評価の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none">評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うなど、第三者評価の改善を図るとともに、受審率の向上を目指して、サービスの改善事例を紹介するなど、受審のメリットを普及していきます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。 <p>○ 積極的な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく都民や事業者に明らかにし、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。 | <p>7百万円</p> <p>2百万円 包括補助</p> <p>61百万円</p> <p>—</p> |
|--|--|

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業 27,400 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 12,260 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概要	要
先駆的事業	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
平成 16 年度	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 18 年度	【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助
平成 19 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など使途が細分化された補助を再構築した交付金
平成 20 年度	【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。
	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援すること目的とした包括補助
	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

<包括補助事業の補助対象例>

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育促進事業（P28） ・虐待対策コーディネーター事業（P31） ・ひとり親家庭地域生活サポート事業 身近な地域でひとり親家庭の日常生活をフォローするきめ細かな取組を支援
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーター養成研修事業（P40） ・小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス推進事業（P41） ・主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P41） ・認知症地域支援ネットワーク事業（P47）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活移行・定着化支援事業（P53） ・ヘルプカード作成促進事業（P54）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率向上事業・がん検診精度管理向上事業（P74） ・災害医療計画策定支援事業（P84） ・在宅療養環境整備支援事業（P91） ・飼い主のいない猫対策 飼い主のいない猫を増やさないための様々な取組を支援
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者・離職者対策事業（P66） ・ユニバーサルデザイン学習普及事業（P71） ・成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

＜取組の歴史＞

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者にも委託することが可能に。管理委託施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健2013分野別取組
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組む

- この結果、民間移譲等改革が進んだ施設においては、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

<「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況>

ビジョン		改革済又は方針決定済 (37)			都道府県による設置、運営等 (24)			今後の 取組 (19)
		民間 移譲 等	独法化 等	廃止	直営 義務	運営 義務	その他	
高齢者施設	5	1	2	1				1
児童・母子 婦人施設	16	6		1	3			6
障害者施設	49	23	2	1	5		6	12
医療施設・看 護専門学校等	10					7	3	
計	80	30	4	3	8	7	9	19

今後の取組等について

これまでの成果を踏まえるとともに、「民間で出来ることは民間に委ねる」という考え方を基本に、地域社会における共生等や家庭的養護の推進など、施設の役割の変化に対応するため、今後5年間の取組を示すとともに必要な改革に取り組みます。

○ 民間移譲等を予定している施設 [4施設]

平成26年10月（民設民営に転換）

- 板橋ナーシングホーム（介護保険施設）

平成27年4月（民間移譲）

- 日野療護園（障害者支援施設）
- 大田通勤寮（障害福祉サービス事業所）
- 葛飾通勤寮（障害福祉サービス事業所）

○ 今後、さらなる改革に取り組む施設 [19施設]

- 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、的確に事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていくとともに、次の施設について、さらなる改革に取り組んでいきます。

・今後 5 年以内に具体的な取組を行う施設

施設種別	施設名
介護保険施設	東村山ナーシングホーム*
児童養護施設	石神井学園、小山児童学園
福祉型障害児入所施設	東村山福祉園
障害者支援施設、 障害福祉サービス事業所	八王子福祉園、練馬障害者支援ホーム 視覚障害者支援センター、八王子自立ホーム 江東通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮、町田通勤寮 清瀬喜望園

・取組方針の検討を行う施設

施設種別	施設名
児童養護施設	船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
福祉型障害児入所施設、 障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園

*都による運営 *以外は指定管理制度を活用 [18施設]

○ 直営運営義務等がある施設 [15施設]

事項	施設種別
直営義務 (8施設)	児童自立支援施設②、更生相談所②、婦人相談所、精神保健福祉センター③
運営義務 (7施設)	看護専門学校⑦

○ その他、都の指定管理、直営施設 [9施設]

事項	施設名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、多摩療育園、障害者福祉会館、薬用植物園

施設種別ごとの今後の主な取組

(介護保険施設)

介護保険制度における、民間によるサービス提供の充実等を踏まえ、民間の力を活用しながら、改革を進めていきます。

○ 東村山ナーシングホーム

- ・ 入所者の状況を踏まえ、施設の定員数を見直し、平成29年度以降の民間移譲等を目指し、条件整備を進めていきます。

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。また、都外の施設については、養護需要を見ながら、民間移譲等を検討していきます。

○ 石神井学園

- ・ 児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

○ 小山児童学園

- ・ 情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

○ 船形、八街、勝山、片瀬学園

- ・ 社会的養護需要の状況を踏まえつつ、民間移譲等を検討していきます。

(障害児施設)

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、強度の行動障害がある知的障害児等に対する支援の在り方や施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 東村山福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、強度の行動障害がある知的障害児等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として準備を進めます。
- ・ 過年齢児の状況を踏まえ、適正規模への分割も含めて、平成29年度以降の民間移譲等に向けた条件整備を進めていきます。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、施設のあり方や定員規模の適正化を行い、民間移譲等を検討していきます。

(障害者施設)

地域社会における共生等を踏まえつつ、各施設の在り方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 八王子自立ホーム

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設移行後の運営状況に配慮しつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めています。

○ 江東、豊島、立川、町田通勤寮

- ・ 平成28年度以降の民間移譲を目指し、運営事業者を公募します。

○ 八王子福祉園

- ・ 障害程度が重く、医療ケアを必要とする利用者が入所している現状や、今後の利用者ニーズ等を踏まえた民間移譲の手法等を検討し、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方や適正規模等民間移譲に向けた検討をしています。

○ 練馬障害者支援ホーム

- ・ 高次脳機能障害者の受け入れ状況や新体系移行後の運営状況に配慮しつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 清瀬喜望園

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 視覚障害者支援センター

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

社会福祉事業団改革

東京都監理団体であり、児童養護施設及び障害者（児）施設の指定管理者である社会福祉事業団については、これまで職員の固有化や人件費の見直しなど様々な改革を行ってきました。今後、より一層の自立的な経営を目指した社会福祉事業団自らの取組に対し支援をしていきます。

参 考

東京都では、福祉・保健・医療に関わる 様々なキャンペーン等を実施しています

(都民の理解と支援を育むために)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を得るために、様々なキャンペーン等を定め、又は参加するなど、積極的な普及啓発に努めています。以下では昨年の主な取組を紹介します。

期間等	キャンペーン等の内容
3月	自殺防止対策強化月間（9月にも実施） *9月には「自殺防止！東京キャンペーン」講演会等を実施
6月	HIV検査・相談月間 *HIV／エイズの理解を深め、早期発見の重要性を訴える啓発活動を実施
	6・26国際麻薬乱用撲滅デー（6/26） *「ダメ。ゼッタイ。」普及運動として、街頭キャンペーンを実施
7月	夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 *献血運動の一層の推進を図るため、重点的なPRを展開
9月	老人週間（9/15～21） *長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施
	動物愛護週間（9/20～26） *命ある動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催
10月	乳がん月間 *「ピンクリボン in 東京」開催。都庁舎をピンク色にライトアップ
	臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 *臓器移植普及啓発のための街頭キャンペーン等を実施
	里親月間（10～11月） *養子縁組を目的としない養育家庭（ほっとファミリー）の普及
11月	児童虐待防止推進月間 *児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンを実施
	世界糖尿病デー（11/14） *予防や早期発見・早期治療の重要性を新聞折込広告等でアピール
	エイズ予防月間（11/16～12/15） *世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施
12月	障害者週間（12/3～9） *「ふれあいフェスティバル」や都提供テレビ番組等を実施

(様々なシンボルマーク等)

- シンボルマークには、都が定めたもの、国や法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

	□認証保育所適合証 ○ 嶢児保育や 13 時間以上の開所を義務づけるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。
	■マタニティマーク 妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。
	□赤ちゃん・ふらっとマーク 乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。
	□ほっこりファミリー 養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭の愛称「ほっこりファミリー」を表す東京都のマークです。
	□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。
	□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー 専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配布しています。
	□食品衛生自主管理認証制度の認証マーク 食品製造業者及び飲食業者等の自主的な衛生管理を促進する東京都独自の認証を取得した施設を示すためのマークです。
	■標準営業約款制度 (S マーク) 消費者が生活衛生関係営業（理容業、美容業、クリーニング業等）を安全に安心して利用するための目印です。 Safety (安全)、Sanitation (清潔)、Standard (安心)
	■身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由者であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。

	<p>■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p> <p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p>■ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。</p>
	<p>○障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです（国際リハビリテーション協会が1969年に採択）。</p>
	<p>○盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につながっています。</p>
	<p>○耳マーク</p> <p>聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>
	<p>○オストメイトマーク</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p>○ハート・プラスマーク</p> <p>心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。</p>

【注】□：都が定めたもの ■：国や法令等によるもの ○：関係団体等によるもの

◆ 臨器提供意思表示カード

臍器提供に関して、最期を迎えるときに自分の意思が生かされるよう、あらかじめ明確な意思表示をしておくためのカードです。

- * 意思表示の方法には、他にインターネットでの意思登録、被保険者証や運転免許証の意思表示欄への記入などがあります。
- * カード単体での配布は行っておらず、リーフレットとセットになっています。保健所や区市町村、運転免許試験場、スーパー、コンビニエンスストア等に置いてあります。

臍器提供意思表示カード

厚生労働省(公社)日本臍器移植ネットワーク



トナー情報用全国共通連絡先 0120-22-0149

臍器移植に関するお問い合わせ (公社)日本臍器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1869 <http://www.jotnw.or.jp>

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、臨死後及び心臓が停止した死後のいすれでも、移植の為に臍器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臍器を提供します。
3. 私は、臍器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臍器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

(特記欄 :)

署名 年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆) : _____

家族署名(自筆) : _____



◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からず方があります。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

(ステッカー)



援助が必要な方のマークです。
席をおゆずりください。

Please offer your seat to passengers
with medical conditions.



◆ ヘルプカード

障害者が、緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で統一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

(表面：上部は都内統一デザイン)



(裏面：参考様式①)

下記に連絡してください。

私の名前

- (ア) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前
(イ) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(裏面：参考様式②)

耳が不自由です。

(指差して使います。)

□筆談で話してください。

□手話通訳者を探しています。

□何が起こっているのか紙に書いて教えてください。

□電話してください。

警察 消防車 救急車 タクシー

□分かるように合図してください。

(各種のリボン運動などへの参加)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる各種のリボン運動などに参加し、都庁舎のライトアップ等を行っています。以下の4色のリボン・サークルには、それぞれの願いが込められています。

■ ピンクリボン

乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマークです。

(乳がん月間) 10月1日～31日

* 1980年代に、アメリカで、乳がんで娘を亡くした女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



■ オレンジリボン

児童虐待防止を目指すシンボルマークです。

(児童虐待防止推進月間) 11月1日～30日

* 2004年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



■ レッドリボン

HIV/AIDSに対する理解と支援の象徴です。

(エイズ予防月間) 11月16日～12月15日

12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間

* アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終わり頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンをシンボルとした運動が始まりました。



■ ブルーサークル

糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマークです。

(世界糖尿病デー) 11月14日

* 世界糖尿病デーは、2006年12月20日の国連総会において指定されました。国連や空を表す青(ブルー)と団結を表す輪(サークル)を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。



登録番号（26）10

東京の福祉保健2014 分野別取組

編集・発行／東京都福祉保健局総務部企画計理課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5320）4019（ダイヤルイン）
ファクシミリ 03（5388）1401

印 刷／鶴川印刷株式会社
電 話 03（5684）0571



古紙配合率70%再生紙を使用しています